

告発前に是正された 非特定防火対象物の 重大違反について

県下で違反対象物数が最多であった 消防本部の取り組み

彦根市消防本部予防課長補佐兼査察係長 西澤直樹

管内情勢

彦根市消防本部は、滋賀県の湖東エリアに位置する彦根市に所在し、彦根市を含め、隣接する犬上郡3町(豊郷町、甲良町、多賀町)の一部事務委託を受け、消防業務を運営しており、管轄する総面積は354.07km²、管内人口は132,849人、世帯数は57,854世帯である。

彦根市は長い歴史のなかで形成された、国宝彦根城と母なる琵琶湖に面した緑豊かな城と湖のまちである。琵琶湖を西に、鈴鹿山系を東にひかえた自然環境とすぐれた景観に恵まれた城下町として江戸時代に本格的な歩みを始め、現在に至るまで歴史的、文化的な風情を色濃くとどめるとともに、中世から近世にかけての貴重な歴史遺産が今なお、数多く存在しており、全国各地から多くの観光客が訪れている。また、古くから京の都と東国・北国を結ぶ交通の要衝として栄え、今日では、東海道新幹線、JR琵琶湖線、名神高速道路、国道8号などの主要交通幹線が縦断し、主要地方道も整備された琵琶湖東北部における中心的な都市として発展してきた。

当消防本部の組織および予防業務体制

当消防本部は、1本部・1消防署・3分署、職員数は163名で構成されている。

予防業務体制は、消防本部に予防課(課長以下毎日勤務者10名)を置き、同意事務、消防用設備等の指導・審査・検査事務、危険物許認可事務、査察執行方針を定めるなど査察管理業務を行うほか、告発・過料事件の通知・代執行等の違反処理、火災予防広報、住宅用火災警報器の啓発をはじめとする住宅防火指導、幼年消防クラブ等の火災予防啓発団体の育成事業を行っている。

立入検査業務については、主に消防署および分署の警防隊員である隔日勤務者が担っており、令和3年10月からは、機構改革により、毎日勤務の査察担当(副署長以下3名)を配置し、消防署および分署の隔日勤務者が行う立入検査の支援、違反処理を行っている。

当消防本部の違反処理への取り組み

当消防本部では、「平成27年度重大な消防法令違反対象物に係る実態等の調査結果」において、183件の重大消防法令違反対象物を抱えていたが、近隣の消防本部の動向にあわせるべく、平成30年に違反対象物公表制度を運用開始することを組織方針として決定し、特定防火対象物の重大消防法令違反をターゲットに違反処理を進めることとした。

しかしながら、個人のモチベーションに大きく委ねられた違反処理体制は、はやくも綻びを見せ始め、違反処理に消極的な職員は、人事異動による戦力の低下や本来業務の多忙さを言い訳に遅々として違反処理が進まなかった。

そんな状況のなか、全国消防長会東近畿支部違反是正事例発表会の講演において、総務省消防庁の講師の方から、各府県別・消防本部ごとの違反対象物数を示した表の説明に併せ、「彦根消防さん、違反処理頑張ってくださいね。」と唯一、会場の中でご指名を受けた。残念ではあるが、当消防本部の違反対象物数は県内で一番多かった。その後、この研修会に参加した若手職員は、

彦根市消防本部
予防課長 [印]

防火対象物関係者 様
([] 株式会社)

彦根市消防本部
予防課長 [印]

消防用設備等未設置にかかる是正完了報告について

早急の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は消防行政に対しまして、格別のご理解ご協力賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、消防法第4条に基づき、貴施設の立入検査を、平成 [] 年 [] 月に実施させて頂きましたところ、消防用設備等の未設置等の不備事項がございましたが、その後、是正が完了した旨のご報告を頂戴しておりません。
つきましては、昨今の法令遵守を徹底しようという社会的要請および火災を未然に防止し火災による被害拡大を抑制するため、しいては、貴施設および施設利用者を火災から守るためにも早期に不備事項を是正頂きますよう、よろしくお願いいたします。
なお、令和2年度においても、消防用設備等未設置にかかる是正が完了していない場合、立入検査を実施させて頂き、是正に至らない場合は、消防機関として警告もしくは行政処分となる措置命令等の手続きに移行することを申し上げます。
また、既に不備事項を是正頂いております場合は、下記担当者にご連絡頂きますよう、併せてお願いいたします。

篩にかけるため使用したダイレクトメール

悔しさにまみれた復命書を書き上げた。「彦根消防は、違反処理で大きく後れを取っている…。」

この時を契機に、令和元年、違反処理に大きく舵を切り始めた。まさしく、当消防本部にとっても違反処理元年である。

重大消防法令違反対象物を篩にかける

数多くの重大消防法令違反対象物に対して、戦力が不十分であることは明らかであった。まずは、すぐにでも是正の意向がある防火対象物、そうでない防火対象物を選別するために、「●年●月に実施した立入検査により指導した不備事項の是正完了報告を受けておりません。●年●月までに是正が完了していない場合、警告もしくは命令に移行します。」といった内容のダイレクトメールを一斉に郵送した。この督促状にも似たダイレクトメールにより、すぐに是正された防火対象物が幾つかあり、反応は示したがすぐには是正できなかった防火対象物、全く反応を示さなかった防火対象物に分類され、このトリアージにより、その後の違反処理を進めていくことにした。



上空から望む国宝・彦根城

違反処理を見据えた立入検査を実施

是正の意向を示さなかった防火対象物は、非特定防火対象物が大半であったことから、既存不適格が適用されるのか否か、まずは違反を確定するため違反処理を見据えた立入検査を実施し、警告までに必要とされる違反調査資料も取りためていった。そして、それぞれの防火対象物に、警告移行への期限を定め、進捗管理表によりすべての職員が確認できるようにし、違反処理体制の綻びをなくした。

また、違反対象物公表制度を運用開始した当初は、総勢6名から8名の多勢で相手方にプレッシャーをかけ、違反調査を実施していたが、かえって機動性を失くし、是正の進捗スピードが鈍ってしまっていたことから、2名ないし3名程度で違反調査にあたることとした。

命令によっても是正されなかった重大違反

違反覚知してから10年以上であった重大消防法令違反対象物が大半で、対峙する関係者からの罵詈雑言にも臆することなく、内部職員から

は「とうとうパンドラの箱を開けてしまったか。」と揶揄されることに怯むことなく、粛々と違反処理を進めた結果、重大消防法令違反対象物183件のうち、現在まで、45件の警告と11件の命令を経て、145件が是正され、重大消防法令違反対象物数も残り僅かとなっている。

今回はそのなかでも、法第17条の4の措置命令を発令したが是正されず、告発寸前でようやく是正された事例を紹介する。

○防火対象物の概要

用途 工場・(12)項イ
構造・規模 鉄骨造平屋建て／その他建築物
延べ面積 1,132.06㎡
建物所有者 X社の代表取締役A
占有者 Y社の代表取締役B（Aの親族）
主な違反事項 屋内消火栓設備および自動火災報知設備未設置違反

○指導の経過

本件建物は、昭和38年に鉄骨造スレート葺平屋建て388.06㎡で建築された工場であったが、その後、年月日は不詳であるが、増築を繰り返



消防出初式における一斉放水

し、鉄骨造平屋建て／その他建築物、延べ面積1,132.06㎡となっていた。

昭和58年2月に実施した立入検査において、消防機関としてはじめて本件建物を把握、その際に、本件建物の延べ面積が951.99㎡である事実を確認したことから、立入検査結果通知書により、本件建物を使用しているY社の代表取締役Bに対して自動火災報知設備を設置するよう指導している経過がある。

○警告に至るまでの経緯

昭和58年2月以降、立入検査を4回実施し、Y社の代表取締役Bに対して自動火災報知設備を設置するよう指示したが、経済的理由を主張し是正しなかった。その後、令和元年9月に実施した立入検査により、本件建物は準耐火構造（建築当時の簡易耐火建築物）としては認められず、自動火災報知設備未設置に加えて屋内消火栓設備未設置を指摘する。

○警告書交付から命令までの経緯

令和元年9月に実施した立入検査により、屋内消火栓設備および自動火災報知設備の未設置違反を指摘したが設置されなかったことから、令

和2年10月に警告書交付にかかる違反調査を実施した。その際に、名宛人特定のため、登記事項を確認したところ、本件建物を所有するのは、X社の代表取締役Aであることが判明し、これまで消防が立入検査結果通知書を交付し指示していたY社の代表取締役Bは占有者であることが判明した。質問聴取において、Y社の代表取締役Bは、X社の元代表取締役であったこと、AとBは親族関係にあり、10数年以上疎遠となっており、連絡は全くないなどと申し立てていたが、消防としては名宛人をX社の代表取締役Aとし、違反処理を進めることとした。占有者であるY社の代表取締役Bは、警告書を、Y社のみに手交するよう申し立てていたが、消防としては、警告書については行政指導でもあるため、相互に協力し是正することを期待し、令和2年11月某日付で、双方に履行期限を令和3年5月某日とし、屋内消火栓設備および自動火災報知設備を設置するよう警告書を手交することとした。占有者であるY社の代表取締役Bに対しては、本件建物で事業を行っていることから、警告書を直接交付できたが、X社の代表取締役Aに

		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月	
管轄	担当	No.	対象物名称	用途	違反種別	督促	状態	日	区分	日	区分	日	区分	日	区分	日	区分	日	区分	日	区分	日	区分
1	本	西	0012	■■■■■■■■	(12)項イ	自火報	済	是正済み	※署工歴(9/10)	令和2年10月20日	是正完了												
2	本	西	0012	■■■■■■■■	(12)項イ	自火報	済	是正済み	※署工歴(9/10)	令和2年10月20日	是正完了												
3	本	西	0013	■■■■■■■■	(14)項	自火報	済	是正済み						留保	令和3年2月1日	是正完了							
4	本	中	0014	■■■■■■■■	(12)項イ	屋内栓	済	是正済み															
5	本	西	0227	■■■■■■■■	(12)項イ	屋内栓	済	是正済み															
6	本	西	0343	■■■■■■■■	(12)項イ	自火報	済	命令中															
7	本	西	0412	■■■■■■■■	(12)項イ	屋内栓	済	是正済み	15	警告						留保	令和3年4月27日	是正完了					
8	本	西	0424	■■■■■■■■	(14)項	自火報	済	是正済み															
9	本	西	0533	■■■■■■■■	(12)項イ	自火報	済	是正済み															
10	本	中	0552	■■■■■■■■	(14)項	自火報	済	是正済み	令和2年9月17日	是正完了													
11	本	中	0606	■■■■■■■■	(5)項ロ	自火報	済	是正済み															
12	本	西	0830	■■■■■■■■	(14)項	自火報	済	指導中	24	指導													
13	本	西	0842	■■■■■■■■	(12)項イ	自火報	済	11月2日	是正済み					24	警告								
14	本	西	0900	■■■■■■■■	(12)項イ	自火報	済	指導中						24	指導								
15	本	西	0901	■■■■■■■■	(12)項イ	自火報	済	7/30済	是正済み					令和2年11月10日	是正完了								
16	本	西	0946	■■■■■■■■	(12)項イ	自火報	済	指導中						22	指導								
17	本	西	0957	■■■■■■■■	(12)項イ	自火報	済	11月2日	警告中														
18	本	西	0961	■■■■■■■■	休止中	自火報	済	休止中															
19	本	西	1012	■■■■■■■■	(12)項イ	屋内栓	済	11月2日	是正済み														
20	本	西	1015	■■■■■■■■	(12)項イ	屋内栓	済	是正済み															
21	本	西	1036	■■■■■■■■	(12)項イ	自火報	済	11月2日	警告中														
22	本	西	1037	■■■■■■■■	休止中	自火報	済	休止中															
23	本	西	1038	■■■■■■■■	(12)項イ	屋内栓	済	是正済み															
24	本	西	1041	■■■■■■■■	(12)項イ	自火報	済	7/30済	命令中														
25	本	西	1054	■■■■■■■■	休止中	自火報	済	休止中															
26	本	中	1073	■■■■■■■■	(12)項イ	自火報	済	7/30済	警告中					6	警告								
27	本	西	1099	■■■■■■■■	解体	自火報	済	是正済み															
28	本	中	1105	■■■■■■■■	(5)項ロ	自火報	済	是正済み															
29	本	西	1109	■■■■■■■■	(14)項	自火報	済	是正済み	※署工歴(9/25)	令和2年10月20日	是正完了												
30	本	西	1111	■■■■■■■■	(14)項	自火報	済	7/30済	警告中					14	警告								
31	本	西	1117	■■■■■■■■	(12)項イ	自火報	済	是正済み						3	指導								
32	本	中	1137	■■■■■■■■	(12)項イ	自火報	済	警告中															
33	本	西	1636	■■■■■■■■	(12)項イ	屋内栓	済	指導中						22	指導								
34	南	西	0038	■■■■■■■■	(12)項イ	自火報	済	是正済み						留保									
35	南	中	0039	■■■■■■■■	(12)項イ	自火報	済	命令中															

進捗管理表

については、他府県に居住しており、遠方でもあることから、配達証明付き内容証明郵便にて送達し、令和2年11月某日付で受理した旨を確認している。その後、X社の代表取締役Aに、警告書の受理確認および是正指導のため電話したが、警告書交付に憤慨し、是正の意向を全く示さなかった。

履行期限である令和3年5月某日が到来しても是正されなかったことから、再度違反調査を行うとともに、必ずしも必要ではなかったが、弁明の機会を付与した。弁明通知書の交付を行うなどの処理に時間を要したが、令和3年6月某日付で、X社の代表取締役Aを名宛人として、履行期限を令和3年12月某日とした、屋内消火栓設備および自動火災報知設備を設置する旨の命令書を配達証明付き内容証明郵便にて送達した。

○告発までの経緯

命令書の履行期限である令和3年12月某日が到来しようとするなかで、是正される見込みがなかったことから、再度、名宛人であるX社の代表取締役Aに電話により、何度か是正に向けての指導や訪問する旨を申し立てるが、「消防とは会わない」との一点張りであり、面会の約束は取れなかった。

しかしながら、名宛人と直接面会していないことや命令書を直接交付していないことに一抹の不安もあり、また、遠方から直接面会することにより相手方に少しはプレッシャーになると考

え、アボなしで、令和3年11月某日に直接、X社の代表取締役Aを訪問した。

X社の代表取締役Aは、同社の玄関先において、命令内容については把握しており、履行期限が到来すれば告発されることも理解していたが、これ以上話すことはないとし立て、面談の続行を拒んだ。

もう駄目かとあきらめかけたその時、X社の代表取締役Aの息子であるCが憤慨しながらも対応することになり、消防との交渉の窓口になることとなった。これまでの経過や命令事項について丁寧に説明したところ、Cは重大な事態であることに理解を示し、その場で、告発を回避する方法について、相互に話し合い、履行期限である令和3年12月某日までに、消防用設備施工業者との工事契約書および消防用設備等着工届出書の提出があれば、消防としては告発を留保する用意があることを回答した。

令和3年12月某日に、X社のCから連絡があり、工事着工の計画を進めているが、占有者であるY社との調整が難航したことおよび年末の繁忙期であることから工事施工業者の都合で、着工届出書の提出が間に合わないとの相談があった。消防のペースが乱されるとも考えたが、本当に是正するのであれば考慮の余地はあると考え、告発移行への最後通告として、X社の代表取締役Aあてに、令和4年2月某日を期限とする催告書を配達証明付き郵便にて送達した。

本件については、命令書を交付してから管轄の警察署と情報共有していたが、令和4年1月某日、管轄の警察署の担当課あてに、公印を押印していない消防長名による告発書に資料を添えて仮提出し、告発資料の過不足があれば連絡してくださいと伝え、催告書の期限である令和4年2月某日までに是正する意向を示されなければ、消防機関として正式に告発書を提出する旨を伝えた。

令和4年2月某日に、消防用設備施工業者から、パッケージ型消火設備および自動火災報知設備の工事着工届出書が提出され、併せて工事請け書の写しが提出されたことから、具体的に

是正する意向があると認め、消防機関としては、告発を留保することとし、管轄の警察署の担当課にもその旨を伝え、本件を立件するか否かは司法警察員に委ねる旨を伝えた。

○違反処理の完結

令和4年3月末に工事の着工を予定していたが、機材の納品等が遅延していたことから、工事着工が遅れたものの、令和4年4月某日に、パッケージ型消火設備および自動火災報知設備が設置され、命令事項は全て是正された。

今回の事案について

名宛人が非常に遠方である地域に居住しており、任意の出頭にも応じず、消防との面会も拒むような関係者であったことから、命令書を直接交付せずに、配達証明付き内容証明郵便にて送達したが、可能な限り直接交付に拘るべきであった。

命令後であるが、直接、関係者に面会したおかげで、是正につながった。

このことから、管内であっても、遠方であっても可能な限り直接の面会を厭わないことが改めて重要であると感じた。

また、同時に警察機関とは、情報共有し、良い関係を築きながら、連携することが重要であると感じた。

当消防本部では、命令に移行した場合、その都度、管轄の警察署の担当課に情報提供している。捜査機関は、捜査義務が生じることを非常に嫌う傾向にあり、できれば命令の段階で是正されることを望んでいる。そのためか、命令の段階で、捜査機関が関係者を訪問することも多く、これが関係者へのプレッシャーとなり是正されたケースもある。

ただ、いつも情報提供する際に担当刑事から、「西澤さん、また、じじくさいやつですか。」と揶揄されるが、結構動いてくれるので、頼もしい存在である。

捜査機関は、告発を受理すると、捜査という「大きな負担」が生じ、また、難解な消防法令を理解する必要があり、立件されたとしても略式



予防課職員一同

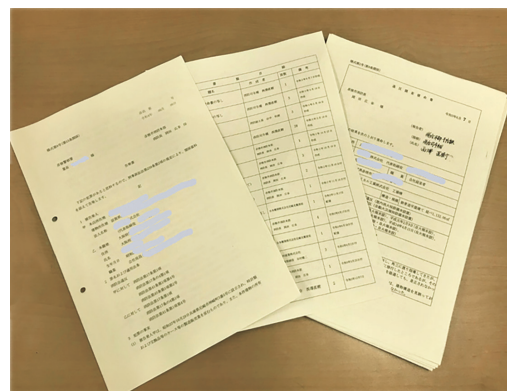
命令で終わるケースが多く、こうした消防法令違反は軽視しがちであるのも致し方ない。しかし、今回の事案においては、事前の告発書(案)を提出してから、関係者に接触したようで、その動向は、関係者との世間話で聞き及ぶこととなった。今回の事案においては、消防が正式に告発する期日までに、予定している告発書を事前に提出し、その調整を行ったままであったが、その際にも捜査機関は、処罰意思の確認、罰則事項および時効の成立の確認を怠らなかった。なお、マスコミへの情報提供については、正式に告発書を提出する際に調整することとなった。

非特定防火対象物の告発について

今回の事案において、躊躇せずに告発に移行することを決定したかといえ、そうではない。非特定防火対象物の告発事例が現在のところ数件程度しか報告されていないこと、当消防本部においては、告発の経験自体がないことから、非常に迷いながらも告発に移行することを決定した。

その際には、総務省消防庁による弁護士相談事業を活用し、「告発をもって対応することが相当。」とご助言を頂いた。

また、違反是正支援センターにも相談した。「工場でも我々の仲間が実際に亡くなっています。倉庫火災でも大規模になれば長時間の活動を強いられます。内在物によっては、付近の住民に不安を与え、安寧な社会生活に影響を与え



告発書(案)書類

るのは動かしがたい事実です。」と強く、背中を押していただいた。

そして、消防関係法令を何度も読み返し、特定防火対象物／非特定防火対象物というカテゴリーによって火災の危険度が変わるわけではないことに改めて気づき、非特定防火対象物の火災においても我々消防職員が火災現場において殉職している事実、何よりも犠牲になるのは従業員も含めた建物利用者である事実、消防目的を果たすために、もう後戻りはできないと決意を新たにした。

ただ、告発といっても、特別な書類を作成したわけではない。正直、告発書を作成するのは少し骨が折れたが、警告調査、命令調査の際に

取りまとめた資料、あるいは、これまでの是正指導の中で相手方とやり取りした指導記録を編纂したまでである。

そして、是正されなければ告発に移行することに関係者に明確に意思表示することにより、早期是正につながった。約40年近く、全く是正されなかった重大消防法令違反対象物が、数冊の書類によってだ。

「月刊フェスク」2018年11月号において、湖南広域消防局の八木氏は「市民のために「強い消防」であり続けるためには、「告発」は徹底的に戦う最後の手段として、今後、さらに重要性を増すことになるだろう。」と予見されていたことを思い出す。



大名庭園・玄宮園に現れたひこにゃん

最後に

当消防本部が違反処理に取り組んだ道のりは、決して平坦なものではなかった。途中で、戦線離脱した者や、早期退職等により戦力ダウンするなど、違反対象物の関係者という外的要因よりも内的要因による障害が多かったことは否めない。また、公務員気質のせい、変化することにアレルギーを示す者も多かった。その昔、ある経営者は、「Change is for stability.」と経営理念を掲げ、また、ある料理の匠は、「創業が古くいつも変わらぬ味を提供している歴史ある名店こそ、少しずつ味を変えている。」という。今日より明日、明日よりあさって、少しでも良くしよう、少しでも前に進もうと取り組んできた

結果、消防法令重大違反対象物が県内で最多であった消防本部が、重大消防法令違反対象物ゼロという頂の目前まで来ている。そして、今では、この目標に向かって全員が前に進んでいる。

最後になりますが、当消防本部の違反処理について、ご支援いただいた関係者各位に厚く御礼申し上げます。こうして筆を執ったのは、違反是正支援センターの方々、これまで違反是正実務研修の場で出会った方々への感謝の念からであり、当消防本部の違反処理への取り組みという結果で、ご恩をお返ししたいと思いついた次第である。そして、この記事が最後までご覧いただいた方の、これから違反処理に取り組む方の背中を少しでも押せるなら、幸いです。